

監査の結果に基づく措置状況について

平成25年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成27年6月16日

新潟県監査委員 野上信子
新潟県監査委員 榆井辰雄
新潟県監査委員 佐藤卓之
新潟県監査委員 田宮強志

監査の種別	平成25年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
産業労働観光部	<p>【公益財団法人にいがた産業創造機構】 地域中核企業成長促進事業費補助金について、消費税及び地方消費税相当額441,346円が過大支給となっていた。 補助金に係る仕入控除税額を確認し、補助金の適正な執行に努められたい。</p>	<p>公益財団法人にいがた産業創造機構に対して、過大支給となっている補助金の返納の手続きを行い、加算金とともに平成27年3月31日に納入済みです。 所管課である産業政策課においては、公益財団法人にいがた産業創造機構に対して、要綱制定時の内部確認の厳格化を指導し、また、要綱の内容確認を徹底することで、今後の補助金の適正な執行に努めてまいります。</p>